

**固定資産G I S更改業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

この実施要領は、固定資産G I S更改業務の受注者を公募型プロポーザル（提案）方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

**2 業務の内容**

- (1) 業務名  
固定資産G I S更改業務
- (2) 業務内容  
別紙「特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

**3 スケジュール**

	実施内容	日 程	備 考
1	公募開始	令和8年7月10日（金）	町ホームページに掲載
2	参加申込書提出期限	令和8年7月17日（金）	持参又は郵送で必着
3	参加資格審査・一次審査結果通知	令和8年7月22日（水）	電子メールで通知
4	質問書受付期限	令和8年7月23日（木）	電子メールで受付
5	企画提案書提出期限	令和8年7月30日（木）	持参又は郵送で必着
6	二次審査結果通知	令和8年8月14日（金）	郵送で通知
7	契約の締結	令和8年8月下旬	

**4 プロポーザル参加資格**

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度において内灘町請負業者有資格者名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

- (3) 国又は地方公共団体から、過去5年以内に業務を受注し、固定資産税等の資産に係る税に関する地理情報システムの構築、地番図及び家屋図異動更新業務等の実績を有する者であること。
- (4) 石川県、富山県、福井県のいずれかに本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者については、この限りではない。
- (6) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 質問の受付及び回答

本実施要領及び特記仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。  
なお、企画提案書の審査に係る質問は受け付けないので留意すること。

### (1) 受付期限

令和8年7月23日（木）午後5時

### (2) 提出方法

質問書【様式1】を電子メールで、件名を「【法人名】固定資産GIS更改業務に係る質問」として提出し、送信後、必ず電話により着信確認を行うこと。

### (3) 質問への回答方法

随時、質問のあった電子メールに返信する。なお、実施要領及び特記仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められた場合は、町ホームページにて周知する。

## 6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月17日(金)午後5時

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】 <1部>

② 誓約書【様式3】 <1部>

③ 事業者概要書【様式4】 <1部>

添付書類：認証資格を保有していることを証明する書類の写し

④ 業務実績調書【様式5】 <1部>

添付書類：国又は地方公共団体から受注した、過去5年以内の契約内容が分かるもの(契約書の写しや広報媒体等)

⑤ 予定技術者調書【様式6】 <1部>

添付書類：資格を保有していることを証明する書類の写し

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送する場合は、簡易書留など記録が残る手法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「固定資産GIS更改業務関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 参加資格の審査

参加希望者は、上記(2)の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。審査の結果は電子メールで通知する。なお、審査の結果については異議申し立てを受け付けない。ただし、前記②の通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付すものとする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式7】を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

参加資格があると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月30日(木)午後5時

(2) 提出書類及び部数

企画提案書は正本1部(法人名記載・押印)に加えて、法人名が特定できないよう法人名や商標名等を除した副本を7部提出すること。

① 企画提案書 <正本1部・副本7部>

ア A4判(縦横向き自由)、両面印刷、長辺綴じ、表紙・目次を除き20頁以内

イ 表紙に「固定資産GIS更改業務企画提案書」と記載する。

ウ 特記仕様書に沿って作成すること。

エ 文字サイズは原則として10.5ポイント以上とし、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを効果的に活用し、視覚的にも分かりやすく、明確なものとする。

オ 地番図及び家屋図異動更新業務を含む維持管理に関する提案も含めること。

カ 特記仕様書、評価基準等をもとに企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。なお、提案限度額の範囲内において、専門的見地かつ有益だと思われる事項、独自のアピールポイントについては特記仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

② 企画提案書概要 <正本1部・副本7部>

A4判（縦横向き自由）、片面印刷、1頁

③ 機能要件確認表【様式8】 <8部>

④ 見積書（様式任意） <正本1部・副本7部>

ア 見積書は、企画提案書の記載内容を踏まえ、本件に要する一切の経費を含んだ総額を見積もることとし、業務区分ごとの数量、単価、金額等を明らかにした積算根拠がわかる内訳書を添付すること。また、別途示す仕様をもとに令和8年度の地番図及び家屋図異動更新業務に係る費用について、システム構築費用とは別に算出し、参考見積を提出すること。なお、提案上限額は次のとおりとする。

a 固定資産GIS更改業務 7,365千円（消費税相当額を含む。）

b 地番図及び家屋図異動更新業務 2,500千円（消費税相当額を含む。）

c この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための額であることに留意すること。

イ 上記と別に、令和9年度以降の地番図及び家屋図異動更新業務に係る費用とシステム使用料、保守料等の運用・保守に係る費用（令和8年度の単価を用いて算出するものとする。）についても評価の対象とするので、令和9年4月から令和14年3月まで（60か月）の地番図及び家屋図異動更新業務を含む運用・保守に係る全ての費用を別途見積もることとし、積算根拠がわかる内訳書を添付すること。なお、年度ごとの費用がわかるようにすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送する場合は、簡易書留など記録が残る手法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「固定資産GIS更改業務関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書は1者につき1案とする。
- ② 提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ③ 審査に当たり、必要に応じてヒアリング又は追加資料の提出を求める場合がある。
- ④ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。

- ⑤ 企画提案書の記載内容に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

## 8 一次審査

本プロポーザルへの参加希望者が5者を超える場合は、提出された参加申込書等による一次審査を実施し、二次審査の対象となる5者を選定するものとする。審査の結果は電子メールで通知する。なお、審査の結果については異議申し立てを受け付けない。

## 9 企画提案書に関する書面審査（二次審査）

- (1) 審査は、企画提案書等による審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (2) 提出された企画提案書等を評価基準に基づき、複数人で組織する固定資産G I S更改業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行うものとし、評価の合計が最も高い者（最優秀提案者）を契約の相手方として選定する。なお、最高得点者が複数の場合は、見積価格が安価な者を選定するものとし、同額により選定できない場合は、審査委員会にて協議の上、1者を選定するものとする。
- (3) 参加者が1者の場合、評価の合計が満点の6割に達したとき、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査委員会は非公開で行う。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
  - ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - ② 他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
  - ③ 本実施要領又は特記仕様書に適合しない書類を作成すること。
  - ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - ⑤ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査の結果については異議申し立てを受け付けない。

## 10 審査項目及び評価基準

審査項目		評価基準	配点
能力 審査	認証資格	各種認証等を有し、業務品質や情報セキュリティ管理の信頼性が認められるか	20
	業務実績	過去に同種・類似業務の受注実績があり、本業務を確実に履行できる能力を有していると認められるか	20
	技術者資格	高度な専門資格を有し、管理技術者、照査技術者としての統括能力や判断力を有していると認められるか	20
	技術者実績	過去に同種・類似業務に従事した実績があり、本業務を的確に遂行できる能力を有していると認められるか	20

審査項目		評価基準	配点
技術審査	業務方針	本業務の目的を理解し、的確な方針が提案されているか	20
	業務実施体制	適切な業務実施体制が確保されているか	10
	業務工程	適切な工程計画と進捗管理の方法が示されているか	10
	システムの機能	機能表に記載する要件が満たされているか	80
	システムの特長	操作性や視認性に優れ、業務の効率化や適正な課税に寄与する機能的な特長を有しているか	60
	データ移行	既存データの移行・整備が正確かつ円滑に行われ、データの不整合や欠落を防ぐ具体的な手法が示されているか	10
	信頼性	データセンターにおいてセキュリティ対策や、データのバックアップ及び災害等の非常時における迅速な復旧等のリスク対策が十分に講じられているか	30
	拡張性	利便性向上に資する拡張性や、長期的な運用を見据えた将来性を有しているか	20
	地番図・家屋図等データの異動更新	データの異動更新に係る適切な手法、プロセスが示されているか。	50
	システム運用支援・保守	日常的なトラブルや問い合わせに対して適切かつ迅速に対応できるサポート体制が整っているか	20
	その他	本町の固定資産税業務において有効な独自提案があるか	20
価格審査	システム更改	適切な見積価格となっているか	30
	地番図・家屋図等データの異動更新	適切な見積価格となっているか	30
	運用・保守	適切な見積価格となっているか	30

- ※ 一次審査は、審査項目のうち「能力審査」の項目（計80点）を対象として実施する。
- ※ 企画提案書に関する書面審査（二次審査）は、「能力審査」の点数を含む、すべての審査項目の合計点（計500点）により最優秀提案者を選定する。

## 1.1 選定結果の通知

選定結果は、参加者に文書により通知するとともに、最優秀提案者を内灘町ホームページに掲載する。

## 1.2 契約の締結

- (1) 内灘町は、最優秀提案者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。  
ただし、その者が、本実施要領4に記載する規定のいずれかに該当することとなった場合等においては、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 最優秀提案者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結させることができる。

- (3) 契約成立後、業務を進める中で、契約書の内容の一部を変更する必要がある場合は、契約者との合意の上、変更することができる。
- (4) 令和8年度の地番図及び家屋図異動更新業務については、参考見積を基に本業務受注者と別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

### 1 3 契約の解除

契約後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受注者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合
- (5) 本実施要領4に記載する規定のいずれかに該当することとなった場合

### 1 4 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、町民等から情報公開の請求に応じて、非公開とすべき部分を除き企画提案書等の情報を開示する場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、本町から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

### 1 5 お問い合わせ及び書類提出先

内灘町総務部税務課（固定資産税担当）

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

電話番号：076-286-6706

電子メール：zeimu@town.uchinada.lg.jp